

開放型病床のご案内



公益社団法人日本海員救済会
えきざいかい
門司救済会病院

〒801-8550

北九州市門司区清滝一丁目3番1号

病院概要

1. 病院名称 公益社団法人日本海員掖済会 門司掖済会病院
2. 管理者 院長 藤井 健一郎
3. 所在地 〒801-8550 福岡県北九州市門司区清滝一丁目3番1号
4. 病床数 許可病床数 199床（令和7年4月1日現在）
（急性期病床 114床、地域包括ケア病床 55床）
但し地域包括ケア病棟は現在休床
開放型病床 対象病床 8床（H29.7.1施設基準届出済）
東4病棟 4床（413号、417号、425号、427号）
東5病棟 2床（513号、525号）現在休床
東6病棟 2床（615号、625号）
5. 診療科 内科、神経内科、外科、胃腸外科、胃腸内科、整形外科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、眼科、婦人科、皮膚科、麻酔科、歯科、歯科口腔外科、放射線科、リハビリテーション科



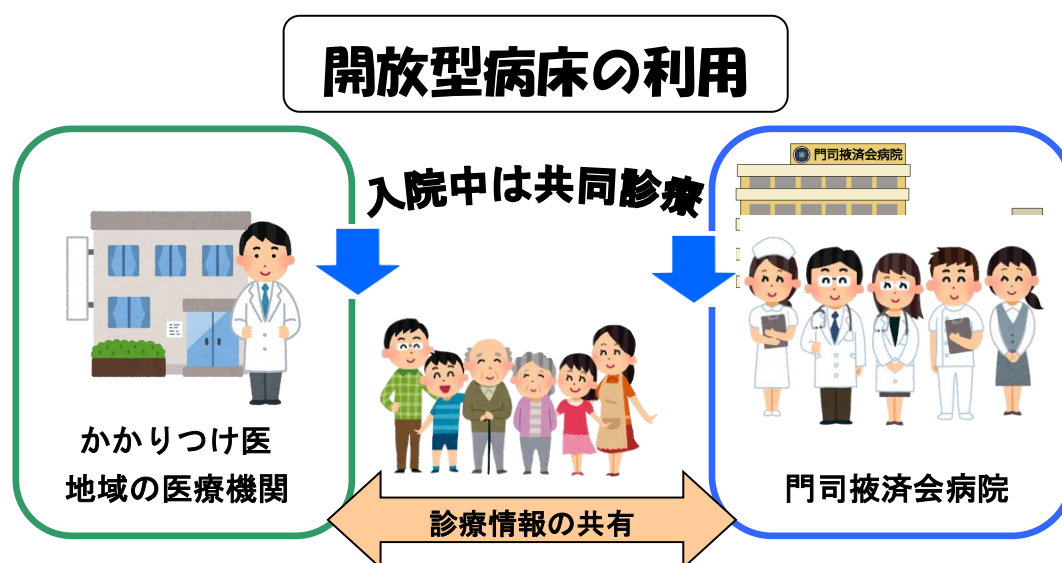
開放型病床について

開放型病床とは、地域の医療機関の先生方に病院の施設・設備を開放している病床のことをいいます。開放型病床の利用により、かかりつけ医の先生と当院の医師が協力して一貫した診療を行い、継続的に高度の医療、検査、手術などを受けていただくことができます。地域医療の連携を深めることで、医療機関単独の自己完結型の医療から医療機関相互の連携による地域完結型への診療が可能になります。

開放型病床の利用にはあらかじめ登録が必要になります。

かかりつけ医の先生から紹介を受けた患者さまにとっても、かかりつけの先生方と開放型病院の医師が協力して入院から退院までの一貫した診療を行うことで、今まで以上に継続的に安心して医療を受けることが可能にもなります。また、医療機関の連携をはかることにより、検査の重複がなくなり経済的負担も少なくなります。

現在、当院では地域医療機関との医療連携の強化と効率的な運用を図るため、開放型病床の紹介患者さまを積極的に受け入れるとともに、共同診療の実施及び諸検査の受入を積極的に行っています。



かかりつけ医の先生方へ

[開放型病床（オープンベット）とは]

患者さまと、かかりつけの医師・歯科医師と、病院の医師が三者一体で治療に取り組む「開放型病床」（オープンベット）。私たち医師・歯科医師の目標は、患者さまの病気を治療し、一日も早く健康を取り戻していただくことです。そして、この目標を達成するためには、患者さまと医師・歯科医師の協力が、何よりも大切なことだと考えています。病状にきめ細かく対応するかかりつけの医師・歯科医師と、高度医療の病院の医師、この両医師が連携して病気の治療にあたるのが「開放型病床」（オープンベット）と呼ばれるシステムです。この制度は、究極の病診連携の形態といっても過言ではありません。

患者さまは、かかりつけ医から気軽に高度医療機器を用いた検査も受けることが出来ます。入院する際には、顔なじみのかかりつけ医からの訪問診療を受けることで、安心して入院治療を受けることが出来ます。更に退院した後も入院時から一貫した診療を継続することが可能です。

当院では門司区医師会・門司歯科医師会と協議を続け、平成22年1月1日から、開放型病床（オープンベット）を現在8床で運用しております。この病床の利用には共同診療病院への登録医の申請が必要です。詳細は医療連携室へご連絡ください。

是非、多数の先生方にご参加いただきますようお願い致します。

医療連携室の連絡先

北九州市門司区清滝1丁目3番1号
門司掖済会病院

電話 093-321-1031（直通）
FAX 093-321-1032（直通）



登録医制度について

開放型病床をご利用いただくには予め登録医となっていただく必要があります。

1. 登録の対象

門司区医師会・門司歯科医師会に所属する医師及び当院の病院長が特に認めた者としてします。登録に当たっては特別な資格や特定の診療科目を標榜している必要はありません。登録にかかる費用もありません。

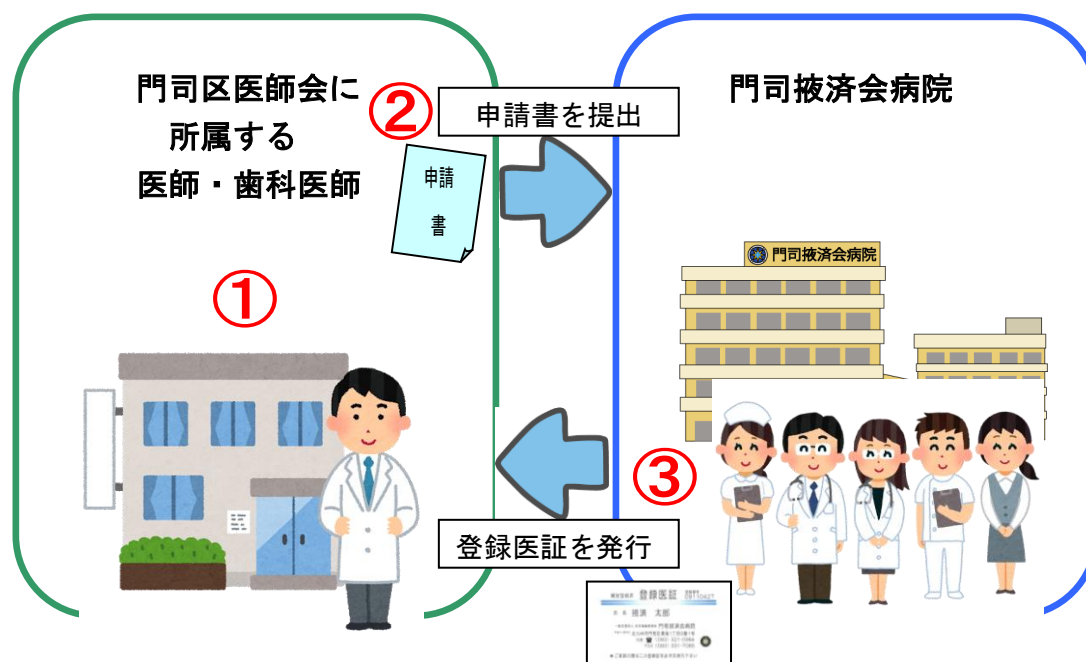
地域の病院に勤務される医師の登録や開放型病床のご利用もお受け致します(診療報酬上、開放型病床の開放型病院共同指導料(I)は、診療所の登録医師・歯科医師のみが算定可能)

2. 登録の申請

あらかじめ「門司掖済会病院開放型病床登録医申請書(様式1)」により登録の申請をお願いします。直ぐに開放型病床の利用や共同診療を予定されていない場合でも登録をお受け致します。

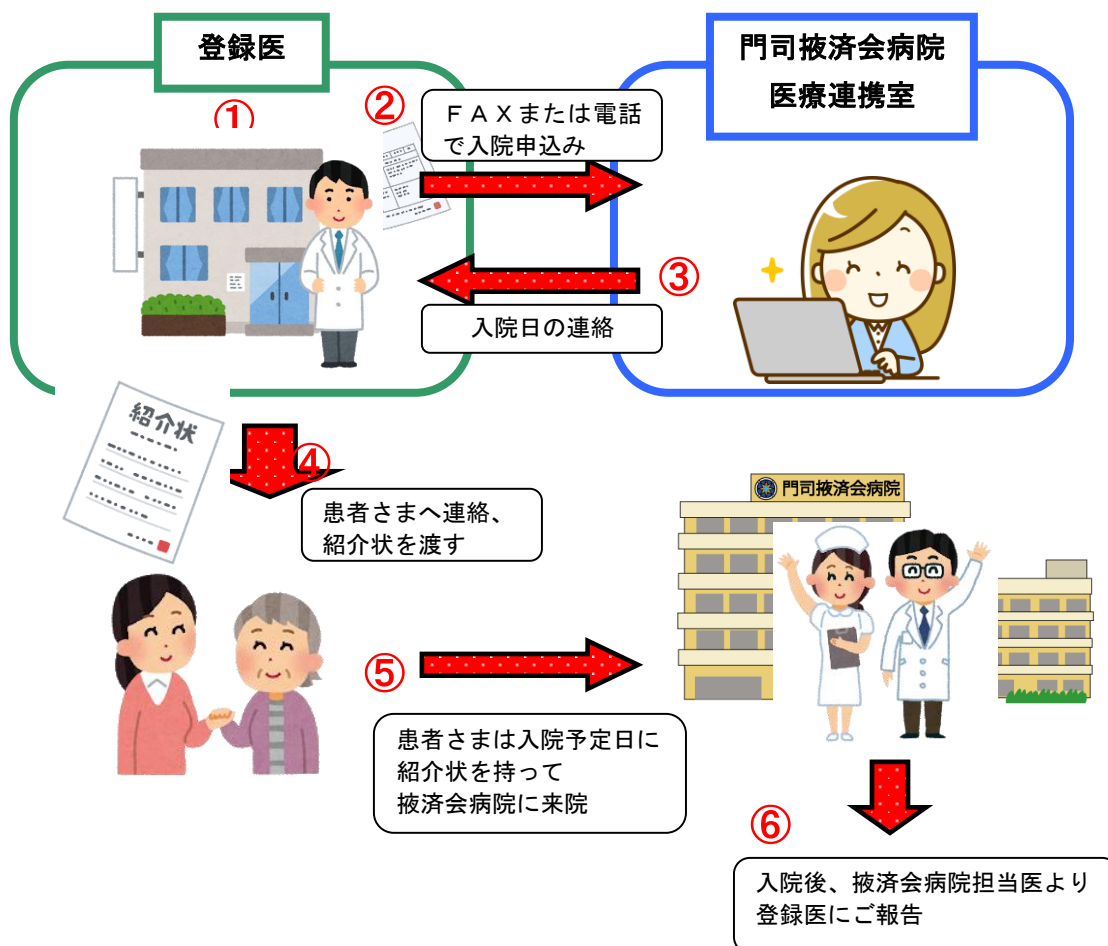
3. 登録医証の発行

登録医の申請を行った医師・歯科医師に対し別に定める様式に基づき登録医証を発行いたします。開放型病院に入院される際は、登録医証の携帯をお願いいたします。



開放型病床への入院について

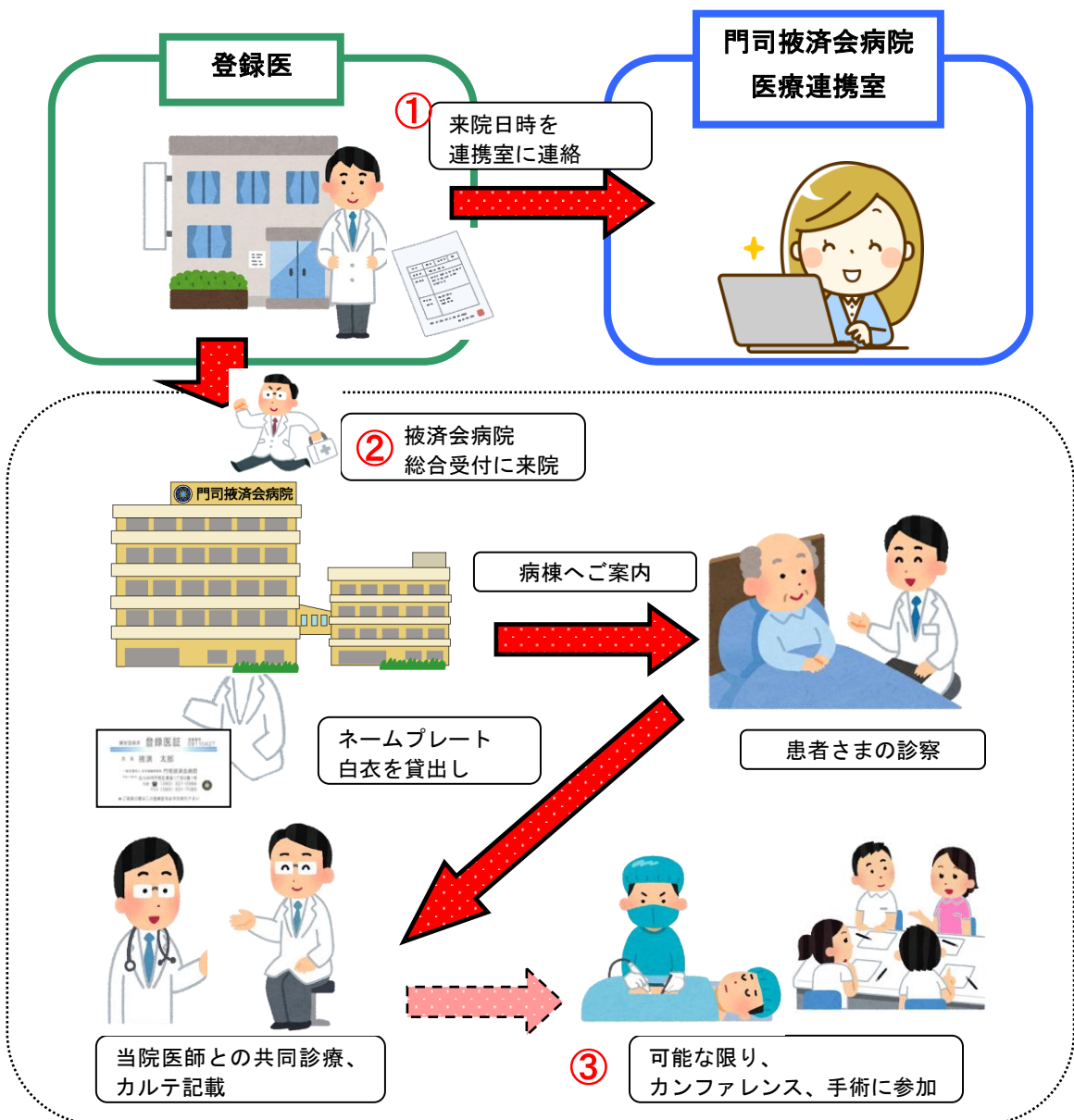
1. 患者さまへ開放病床についてご説明下さい。患者さまへの説明資料は当院でご用意しています。
2. 開放型病床利用申込書（診療情報提供書）を門司掖済会病院医療連携室に、FAX又は送付してください。
3. 当院より入院日時を確定し、入院予約表をご連絡します。
4. 登録医は、入院日時等、患者さまに入院のご案内をして、診療情報提供書を患者さまへお渡しください。
5. 患者さまは、入院予定日に当院総合受付に診療情報提供書（紹介状）、保険証等持って来院してください。
6. 当院主治医は入院後速やかに登録医へ状況を報告いたします。
（FAX又は郵送）



入院中の診察について

登録医の先生方には、病棟で紹介患者さまの診察内容をご覧いただいたり、受け持ち医とディスカッションができます。

1. ご来院の際には前もって「医療連携室」までご連絡ください。
2. 来院当日は登録医証をご持参の上、総合受付にお越しいただき、ご提示下さい。病棟で白衣をご用意いたしますので、ご利用ください。
3. 担当部長の認める範囲で検査の見学や手術等の実施も可能です。



診療報酬等について

開放型病床において共同診療を行った場合には、開放型病院共同指導料（Ⅰ）を算定できます。

＜登録医で算定できる点数＞

開放型病院共同指導料（Ⅰ）	350点（1日につき）
---------------	-------------

※ 当院では開放型病院共同指導料（Ⅱ）を算定いたします。

＜退院時共同指導について＞

退院時共同指導料 1	在宅療養支援診療所	1,500点（1入院につき）
	上記以外	900点（1入院につき）

※ 退院に際して、当該患者さま又はその看護に当たっている方に対して、退院後の療養上必要な説明及び指導を共同で行った場合に算定できます。

開放型病床の利用に係る患者さまの負担

負担割合	診療所の場合	病院の場合
3割負担の方	1,050円	660円
2割負担の方	700円	440円
1割負担の方	350円	220円

※ 入院中は、入院治療費、食事療養費の他に差額ベッドをご希望し利用される場合には別途費用がかかります。

その他

1. 症例検討会のご案内をさせていただきます。
2. 図書室をご利用いただけます。図書情報を定期的に公開します。

「開放型病床の使い方がよくわからない」というお問い合わせにお答えするため、具体的なQ & Aをまとめました。

Q 1 開放型病床を利用する場合は共同診療・指導が不可欠か。

A. 必ずしなければならないということはありません。基本的にはできる限り行うこととなっていますが、登録医の先生方はお忙しい中、時間をさいて共同診療・指導にあたることは容易なことではないと思われますので強制するようなことはなく、あくまでも登録医側の意思を尊重いたします。

Q 2 登録医側の時間調整をしてもらえるのか？

A. 開放型病床に入院された患者様につきましては、依頼された登録医との事前調整をさせていただきます。また、この制度を始める前に登録医の先生方と共同指導可能時間の調整をさせていただきます。

Q 3 開放型病床を利用する際の留意事項は何か。

A. (1) 開放型病床は、入院が必要な患者さまにご利用いただく病床です。
(2) 事前に申込が必要です。
(3) 利用申込は、医療連携室(直通電話 321-1031)又は代表電話(321-0984)に連絡してください。

Q 4 開放型病床を利用できない患者さまはあるか。

A. あります。
交通事故のほか、事故性が予測される原因による疾病の患者さまは利用できません。精神疾患患者さまについても利用することはできません。

Q 5 時間外・休日・祝日等は開放型病床の患者さまを診察できるか。

A. 基本的にできません。
ご利用については下記の時間にご連絡をお願いいたします。
平日(月～金) 8:30 ～ 17:00
土曜日 8:30 ～ 12:30
時間外をご希望の場合は、医療連携室へご相談ください。

Q 6 共同診療料・指導料の請求の方法は。

A. 共同診療・指導を行った場合で病院医師の記入及びサインがある場合は共同診療録の一部を持ち帰っていただき、登録医の診療所のカルテに、貼付保管

して請求してください。また病院の医師の記入及びサインがない場合は、記入及びサインの後、医療連携室よりご送付いたします。

Q 7 開放型病床から転棟・転室しても共同診療・指導は可能か。

- A. 基本的に開放型病床内での共同診療・指導についてのみ算定が可能です。よって、転棟、転室した場合は、共同診療、指導を行うことができますが、共同診療、指導料の算定はできません。

Q 8 主治医はどちらが？

- A. 当院では病院スタッフとの関係や治療上（特に急変時の対応など）の責任の問題などから、病院の医師が主治医となり、登録医が副主治医となります。副主治医として、患者さまが入院中に複数回、患者さまを共同診察し、その所見や指導内容等をカルテに記載することが必要です。そうすることによって開放型病院共同指導料が算定できます。

Q 9 診療録の記載方法は？

- A. 退院時共同指導料を算定する場合、紹介元保険医療機関の保険医の診療録には、入院保険医療機関において当該患者の指導等を行った事実を記載し、入院保険医療機関の診療録には、紹介元保険医療機関の保険医の指導等行われた旨を記載する、また、患者又はその家族等に提供した文書の写しを診療録に添付する、と定められております。介護老人保健施設等に入所若しくは入院する患者さま又は死亡した患者さまについては、対象とはなりません。

令和7年3月17日改定